

消費税の軽減税率で



ファーストフードのイートインがなくなる？ デジタル新聞は適用対象？

来年10月1日から消費税増税と軽減税率導入が実施されます。
そのための準備をされている方はまだ少ないのではないのでしょうか。

消費税は10%となるわけですが、一部で軽減税率が認められています。

そのうち、飲食店においては

イートインであれば10%、テイクアウトは8%となります。

買う側が持ち帰る、たとえば8%で取引。気が変わってそこで食べていっても、店側は追いきれません。

国税庁の回答では、買う段階での消費者の意思を採用するようです。

ちなみに、レストランのような飲食店の場合、売上は10%となるわけですが

仕入れた食材は8%となります。以前より、資金繰りが良くなり儲かっているような錯覚に陥る可能性もありますので、要注意です。

消費税の納税分を把握して管理していくことが必要です！



また、軽減税率の対象品目になっているものに、新聞があります。

ペーパーレスのご時世、電子版・デジタル新聞を利用する方も多いかと思います。

では電子版新聞は軽減税率の対象となるのでしょうか？

軽減税率の制度では「新聞」といっても条件が規定されています。

※軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限ります)の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

※国税庁 Q&A より

電子版の新聞は、通信回線を通じて行われるサービスの提供ということになるため、

条件である定期購読契約の譲渡には該当しなく、

消費税の軽減税率は適用されません。

また、コンビニや売店で買う新聞も、

定期購読ではないため10%で

購入することになります。

すこし不思議、

複雑な制度ですね。



上原会計事務所では、きたる消費税増税に向けて
お客様向けにご案内をはじめていく予定です。

上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F
TEL : 0263-88- 2514 FAX : 0263-88- 2516

～個人事業者の皆様へ～

消費税中間申告のお知らせ

平成30年8月
上原会計事務所
松本市島立1095番地1
デザインセンタービル2F
Tel 0263-88-2514
Fax 0263-88-2516

《該当される方はご注意ください!》

個人事業者の方で、平成29年分の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が**48万円**を超える方は、8月31日(金)が消費税の中間申告の期限になります。

対象者には、中間納付税額が記載された「**消費税及び地方消費税の中間申告書**」及び「**納付書**」が所轄税務署より送られてきます。

必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税の納付をお忘れなくお願い致します。

納付税額 : **通知された金額**

申告および納付期限 : **8月31日(金)**

※ただし、**振替納税**をご利用の方の振替日は **9月27日(木)** になります。

中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には還付されます。

【前年と著しく状況が変わった場合】

事業状況が平成29年と著しく異なる場合などは、前年実績による中間申告の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付する事も可能です。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも消費税還付を受けることはできません。(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります)

ご不明な点などございましたら、お気軽にご質問ください。